

●平成22年1月7日付け公開質問状（その1）

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年1月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

新火葬場建設については「新火葬場建設検討委員会」が設置され、市民代表も加えて建設場所等の選定が行われようとしています。

つきましては、「ミックス事業」につきましても「プロジェクトチーム」で検討されたと聞きおよんでおります。その際、市民代表等も参加して検討されたのでしょうか？

質問

- 1、市民代表等を加えた「プロジェクトチーム」でしたでしょうか？
2、「プロジェクトチーム」メンバー全員の氏名、役職、担当を公表して下さい。

尚、ご回答は文書にて、1週間以内にて各質問に対し回答下さるようお願い致します。

市の回答

平成22年2月6日

津戸区長 様
三郷区長 様
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状」について（回答）

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。さて、平成22年1月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

回答1

「ミックスプロジェクトチーム」は、水道部（MICS事業）・生活環境部（新衛生センター建設事業）の両部にまたがる施設整備を協働して推進するために組織された庁内チームですが、「新火葬場建設」は生活環境部のみで推進しています。

また、ミックス事業等の建設場所を選定した当時のプロジェクトチームは、市職員のみ構成ですが、選定は厳正・公正に実施しました。

選定は、技術的専門機関「社団法人全国都市清掃会議」監修の計画設計要領に掲げている評価項目により選定した33ヶ所の候補地の中から、1ヶ所を公平・公正に選定しました。

・合併により広がった市内全域から、し尿・浄化槽汚泥を処理施設へ運ぶ必要があり、運搬の効率が最も良い地点を重心地とし、そこから半径5km以内を選定区域としました。

・その中から市有地を中心に32ヶ所を選定し、実現性を評価し上位5ヶ所に絞り込み、経済性での検討を加え、苗木浄化センター隣接地を最適地と選定しました。

・さらに、地元提案のあった1ヶ所を加え33ヶ所の候補地として再考（同列に再度選定）を行いました。

・「土地の形は良いか」「平地か傾斜地か」「地盤は硬いか軟らかいか」「運搬しやすいか」「川までの距離は近いか」「周辺に民家は少ないか」「法的な問題はないか」をそれぞれ比較検討し、33ヶ所から上位6ヶ所に候補地を絞り込みました。

・さらに、「アクセスは良いか」「上水道はあるか」「進入道路は必要か」「施設の造成費はどのくらいか」「用地買収は必要か」を検討項目に加え、経済性の比較だけではなく、12項目により総合的に評価を行い1ヶ所に選定しました。

・再考の結果24点満点中、23点で「苗木浄化センターに隣接する市有地」が最適地と選定しました。

回答2

建設場所の選考当時のプロジェクトチームメンバーは、次のとおりです。

- 【生活環境部】(部長) (生活局長) (環境課課長補佐) (環境センター所長) (環境センター副所長) (環境センター所長補佐) (衛生センター所長) (参事兼恵北衛生センター所長)
【水道部】(部長) (企画統括主幹) (下水道課長) (下水道課課長補佐)

メンバー、役職は平成19年度当時のものであり、現時点の退職者を含みます。

●平成22年1月7日付け公開質問状（その2）

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年1月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

平成21年9月10日 中津川市議会 議員の一般質問に対する答弁について

部長答弁

「約束というのは、双方がお互い共通認識を持って行う行為である。例えば、契約、覚書、協定・・・片方の約束はあり得ないと・・・。契約書に「浄水公園(整備事業)」という文言が書いてあった事実がありますが、それが即約束とはならない。契約書とか事業認定申請書に書いてあることは、地元との約束につながるは考えていない」

質問

- 1、契約書に書いてある事は、約束事ではないですか。
2、「契約書に浄水公園という文言が書いてあった事実がありますが、これが約束とはならない」とは、どう言う事ですか。
3、「契約書とか事業認定申請書に書いてあることは、地元との約束につながるは考えていない」とは、どう言う事ですか。
各質問に対し、どう解釈すればいいのか、具体的に市民に解りやすく、それぞれ説明下さい。

尚、ご回答は文書にて、1週間以内に各質問に対しご回答下さるようお願い致します。

市の回答

平成22年2月6日

津戸区長 様
三郷区長 様
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状 平成21年9月10日 中津川市議会 議員の一般質問に対する答弁」について（回答）

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。さて、平成22年1月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

回答1、2、3（一括回答）

9月議会における答弁の主旨は、「約束」とは、「約束する相手との共通認識が必要」だということです。「県に対する事業認定申請は、市から県への申請」、「地権者との土地売買契約は、あくまでも市と地権者との契約」であるということです。

ここで、契約書に書かれている「浄水公園」とは、「事業認定」に書かれている「浄水公園」のことであり、当時その整備メニューの中で計画が具体化した施設は、約束として既に整備を完了しています。

残った「多目的グラウンド」については、その整備メニューの中の選択肢の一つとしてありましたが、当初から具体的な計画はありませんでしたので、地元の皆様へ図面の提示もご説明もしていないものであり、市と地元が、将来「多目的グラウンド」を整備するという共通認識を持って手続したものではありません。地元の皆様との約束とは考えていません。

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年1月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

市の回答(ミックス事業ニュース No. 3)より

\*「宅地造成」より「浄水公園」へ変更し用地取得

質問(1)

宅地造成より浄水公園へ変更して用地取得した理由を、具体的、時系列的に詳しく説明願います。

\*「宅地造成事業用地」として取得すると地元関係者へ回答。しかし、円滑な用地取得をすすめるには、その土地も公共事業用地として事業認定を受ける必要があると判断。「宅地造成」より、「浄水公園」の位置付けで事業認定をうけた。

質問(2)

円滑な用地取得をする為、公共事業用地とした理由は何ですか？ 具体的に詳しく説明願います。

質問(3)

公共事業用地として事業認定を受ける必要があると、判断せざるを得なかった状況を詳しく説明下さい。

質問(4)

公共事業用地として事業認定を受ける必要があると、判断した理由を詳しく説明下さい。

質問(5)

事業認定を受けた、事業名「苗木浄水公園整備事業」の浄水公園の施設内容は、何でしたでしょうか？ 具体的に全施設内容を詳しく説明願います。

尚、ご回答は文書にて1週間以内に、各質問に対して夫々回答下さるようお願い致します。

市の回答

平成22年2月6日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状 市の回答(ミックス事業ニュース No.3)より」について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年1月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

回答1、2、3、4(一括回答)

・平成6年に、市のミスにより苗木浄化センター建設地の変更を余儀なくされ、市は地元へ現在の場所への受け入れをお願いし、そして、地権者からは用地買収に関し「全筆買収」の要請がありました。

・平成6年10月26日には、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会、苗木津戸区の三者からも「公共用地」として「全筆買収」の要望がありました。

・平成6年11月1日に、市は、「余剰地を宅地造成事業用地として取得する」と一旦は回答をしました。

・平成7年10月3日に、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会から「用地買収、物件補償に際し、所有者の意向を十二分に尊重し所有者との合意を最優先にして戴きたい」と要望がありました。

以上の経緯の後、「宅地造成事業用地」では「公共用地」とならず、地権者の意向を尊重できないことが判明したため、当初の地元からの要望でもあった「公共用地」とするため「浄水公園」として事業認定を取得し「全筆買収」しました。

回答5

事業認定上の「苗木浄水公園整備事業」の概要は、ゲートボール場、多目的グラウンド、親水水路、散策道、トイレ、四阿(あずまや) 駐車場、道路、張芝、緑地、植栽地、法面、ベンチです。

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年1月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

残った土地は、「浄水公園」の機能の一つとして、事業認定上「多目的グラウンド」と位置付けたもの。(ミックス事業ニュース No.3)

質問(1)

残った土地約4000坪の広大な土地が「浄水公園」の機能の一つ、とはどういうことでしょうか？ 分りやすく具体的に説明願います。

質問(2)

「事業認定上」とは、どういう意味か定義して、どういう事をいうのか詳しく説明願います。

質問(3)

事業認定上「多目的グラウンド」と位置付けた経緯、及び理由を詳しく説明願います。

質問(4)

残った土地は、「浄水公園」の機能の一つとして、事業認定上「多目的グラウンド」と位置付けただけで、初め(事業認定申請以前)から計画実行する気は無かった、と言う事でしょうか？

尚、ご回答は文書にて、1週間以内にて各質問に対しそれぞれ回答下さるようお願い致します。

市の回答

平成22年2月6日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状 残った土地は、「浄水公園」の機能の一つとして、事業認定上「多目的グラウンド」と位置付けたもの。(ミックス事業ニュース No.3)」について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年1月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

回答1、2、3、4

・平成6年に、市のミスにより苗木浄化センター建設地の変更を余儀なくされ、市は地元へ現在の場所への受け入れをお願いし、そして、地権者からは用地買収に関し「全筆買収」の要請がありました。

・平成6年10月26日には、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会、苗木津戸区の三者からも「公共用地」として「全筆買収」の要望がありました。

・平成6年11月1日に、市は、「余剰地を宅地造成事業用地として取得する」と一旦は回答をしました。

・平成7年10月3日に、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会から「用地買収、物件補償に際し、所有者の意向を十二分に尊重し所有者との合意を最優先にして戴きたい」と要望がありました。

以上の経緯の後、「宅地造成事業用地」では「公共用地」とならず、地権者の意向を尊重できないことが判明したため、市は、地元の要望や地権者の意向を十二分に尊重し用地を取得するために、「公共用地」である「浄水公園」として事業認定を取得しました。そして、「浄水公園」の整備メニューの中で計画が具体化した施設は、地元へ説明・協議し実際に整備をしました。

事業認定時点の計画は、必ずしも具体的な計画でなくてもよく、途中での変更も可能です。当時は、「残った土地」に、「浄水公園」の整備メニューの一つとして「多目的グラウンド」の選択肢もありましたので、その意味では実施の可能性もありましたが、当初から、具体的な計画は無かったので、「事業認定上」という表現をしました。

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成21年1月7日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

公開質問状

（ミックス事業ニュース No.4）

\*「地元へ図面の提示も説明もしていません」

質問（1）

「事業認定申請書」を提出し承認を得ながら、地元「多目的グラウンド」の説明をしていない理由は、何故でしょうか？ その理由を詳しく説明下さい。

質問（2）

平成14年秋、当時の地元（津戸）区長が、図面の提示を受け、「多目的グラウンド」として県に申請し許可を受けている事の説明を受け、市より「多目的グラウンド」と表示された図面を受領して地元民に開示しております。

この事実を認めますか？

\*「将来的に変更が容易な「浄水公園」として事業認定をうけました」

質問（3）

「将来的」とは、どういう意味ですか？ 具体的に分かりやすく説明下さい。

質問（4）

事業認定申請時には、既に変更を予定（計画）していたのですか？

質問（5）

「浄水公園」が変更容易であるということは、どういう事か詳しく、解りやすく説明願います。

又、「浄水公園」以外に変更は難しいのですか？ この点も詳しく、解りやすく説明下さい。

\*「多目的グラウンド」は「浄水公園」で整備できるメニューの一つです」

質問（6）

意味・内容が分かりません。分かりやすく、具体的に説明下さい。

\*「整備済みの浄水公園は県の補助金で用地を買いましたが、残った土地（ミックス事業選定地）は、市の単独費で買いました」

質問（7）

県の補助金で用地を買収した事と、市の単独費で買収した事との間に、その区別することについて特別な意味・違いがあるのですか？ 分かりやすく、詳しく説明願います。

質問（8）

整備済みの「浄水公園（親水公園・ゲートボール場）」用地は、県の補助金だけで購入できましたか？

市の金（税金）も使用していませんか？

資金調達の明細を示して下さい。

質問（9）

「多目的グラウンド」については、何故補助金の申請をしなかったのですか？

補助金申請してない理由を説明下さい。

尚、ご回答は文書にて、1週間以内にて各質問に対しそれぞれ回答下さるようお願い致します。

市の回答

平成22年2月6日

津戸区長 様  
三郷区長 様  
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「公開質問状（ミックス事業ニュース No.4）」について（回答）

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成22年1月7日に提出されました、公開質問状につきましては、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

回答1

事業認定上の「浄水公園」整備メニューの中で計画が具体化した施設は、地元へ説明・協議し実際に整備しました。しかし、当時「多目的グラウンド」はその選択肢の一つとしてありましたが、当初から具体的な計画は無かったので、地元の皆様へご説明しませんでした。

回答2

平成14年に、“残った土地”への「特別養護老人ホーム」建設の相談があった際に、「公共事業用地として事業認定されている土地であり、民間施設は建設できない」ことを説明するために、その関係者へ図面を提示したのであり、「多目的グラウンド」を説明するために図面を提示したではありません。

回答3、4（一括回答）

「浄水公園」の整備メニューの一つとして「多目的グラウンド」はその選択肢の一つとしてありましたが、当初から具体的な計画は無く、以降の情勢やニーズの変化に応じて、将来的に新たな計画をする余地を残したものであり、その時点で変更を予定していたものではありませんでした。なお、事業認定時点の計画は、必ずしも具体的な計画でなくてもよく、途中での変更も可能です。

回答5

公園の整備内容などを変更しようとする場合、例えば、都市計画法に基づく都市計画公園の面積、整備内容等の変更には、都市計画審議会・県知事の同意等が必要ですが、浄水公園は法的な縛りが無いため県下水道課との協議のみで変更が可能です。

回答6

「浄水公園」の整備メニューとして、ゲートボール場、親水公園、駐車場等があり、「多目的グラウンド」もその一つだったという意味です。

回答7、9（一括回答）

当時、具体的な計画があった部分には、県の補助金を受けて用地を購入し、実際に「浄水公園」を整備しました。

そして「残った土地」には、整備メニューの一つとして「多目的グラウンド」の選択肢もありましたが、当初から具体的な計画は無く、以降の情勢やニーズの変化に応じて、将来的に新たな計画をする余地を残していたものであります。そのため、県の補助金受けると変更が困難となることから、補助金を受けずに、市の費用だけで用地を購入しました。

回答8

下水処理場関連用地のうち、整備済みの浄水公園の用地は、県の補助事業として県の費用と市の費用を組み合わせ購入したものであり、購入費の内訳は次のとおりです。

【整備済】浄水公園 用地購入費	県補助金(1/3)	市費(2/3)	合計
	11,078,667円	22,157,333円	33,236,000円

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年1月22日

津戸区長

三郷区長

反対特別委員長

及び公開質問状

平成12年5月9日付 中津川市水道部長より地権者宛文書「用地取得」より。

「条件としての残地に着いても、苗木地域総合計画推進協議会からのご要望にご回答しておりますとおり、今後事業実施に向け遵守してまいります。なお土地取得にあたっては平成11年度中津川市特別管理農振除外申請を行いました。が、・・・農振除外許可がありましたら・・・」

質問事項

- 1、「条件としての残地」とは、どう言う事でしょうか。
- 2、「条件」とは、何でしたでしょうか。

文書にて、詳しい内容のご回答をお願いします。  
尚、ご回答は文書にて1週間以内をお願い致します。

市の回答

中下水第66号 - 3  
平成22年2月12日

津戸区長 様  
三郷区長 様  
反対特別委員長 様

中津川市長 大山 耕二

「及び公開質問状」について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。  
さて、平成22年1月22日に提出されました、みだしのことのうち「公開質問状」について、以下のとおり回答させていただきますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

記

質問事項について

回答1

「条件としての残地」とは、平成6年の市のミスにより苗木浄化センター建設地の変更を余儀なくされ、市が現在の場所の土地買収をお願いした際に、地権者から条件として「全筆買収」要請があった土地のうち、具体的な計画があり苗木浄化センター等を整備した土地以外の具体的な計画が無かった「残った土地」のことです。

回答2

- ・「条件」とは、平成6年の市のミスにより苗木浄化センター建設地の変更を余儀なくされ、市が地元へ現在の場所への受け入れをお願いした際、用地買収に関して地権者から要請された「全筆買収」のことです。以下、関連経緯をお示しします。
  - ・平成6年10月26日には、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会、苗木津戸区の三者からも「公共用地」として「全筆買収」の要望がありました。
  - ・平成6年11月1日に、市は、「余剰地を宅地造成事業用地として取得する」と一旦は回答をしました。
  - ・平成7年10月3日に、苗木地域総合計画推進協議会、苗木区長会から「用地買収、物件補償に際し、所有者の意向を十二分に尊重し所有者との合意を最優先にして戴きたい」と要望がありました。
- 以上の経緯の後、「宅地造成事業用地」では「公共用地」とならず、地権者の意向を尊重できないことが判明したため、当初の地元からの要望でもあった「公共用地」とするため「浄水公園」として事業認定を取得し「全筆買収」しました。

地元からの質問

中津川市長 大山 耕二様

平成22年4月1日

津戸区長

三郷区長

「多目的グラウンド」用地を地元民等でボランティア・奉仕活動にて整備する件に関して、公開質問いたします。

3月31日付にてご回答いただきましたが、地元住民としては到底、納得・理解できるものではありません。

私共は、厳しい中津川市財政の窮乏を考慮し、地元住民の自助努力により地元住民の憩いの場・コミュニティの場としての公園を整備することを、市行政に協力を申し出しているものであります。多目的グラウンド(運動公園)は、地元住民の切なる積年の願いであります。地元住民は、「多目的グラウンド(運動公園)」を当初計画通り、約束通り整備されることを待ち望んできました。公園をその他の施設に内容変更することなど到底認められるものではありません。

彼の地を公園とすることは、中津川市自らが「事業認定申請書」において、合目的適格事業だと的確・明確に記しております。  
苗木終末処理場周辺のイメージアップ・環境保全に寄与するのとして地域住民から強い要望を受け、重要且つ緊急な課題として早急に整備する必要性に迫られた極めて公共性の高い事業であると。地域住民の交流と活性化を図るうえで、公園事業用地に用いることが相当であり、土地等の適正且つ合理的な利用に寄与し、又公共の福祉にも大いに寄与するものであると、中津川市自らが事業認定申請する要件・理由・根拠とし記しております。全く地元民の要望・約束に沿った事業内容であります。

然るに、地域住民の強い要望を受けた重要かつ緊急を要する公園事業を、中津川市は、今日まで全く無視し放置して対処して来なかったのか理解できません。

つきましては、

- (1) 何故、苗木浄水公園「多目的グラウンド(運動公園)」を、事業認定告示後整備して来なかったのか、その理由を詳しくお知らせ下さい。
- (2) 公園は、住民の福祉を増進する目的で設けられております。「苗木浄水公園」は、中津川市条例にて認められております。市民、地元住民が公園を整備、利用することについて拒否する理由を詳しくお知らせ下さい。

市の回答

中下水第1号 - 2  
平成22年4月7日

津戸区長 様  
三郷区長 様

中津川市長 大山耕二

公開質問について(回答)

平素は、中津川市政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成22年4月1日付けの公開質問について、下記のとおり回答いたします。  
宜しく願いいたします。

記

回答1

平成22年1月7日付け公開質問状「残った土地は、「浄水公園」の機能の一つとして、事業認定上「多目的グラウンド」と位置付けたもの。(ミックス事業ニュースNO.3)」のご質問に対し、平成22年2月6日付けで、既に回答いたしましたとおり、事業認定を取得し、「浄水公園」の整備メニューの中で計画が具体化した施設は、地元へ説明・協議し実際に整備をしました。  
事業認定時点の計画は、必ずしも具体的な計画でなくてもよく、途中での変更も可能です。当時は、「浄水公園」の整備メニューの一つとして「多目的グラウンド」の選択肢もありましたので、その意味では実施の可能性もありましたが、具体的な計画はありませんでした。  
なお、本件土地は、下水道工事の残土置き場として管理しており、現在、ミックス事業および新衛生センター建設事業の計画をしています。

回答2

ご質問の中でご指摘の「中津川市条例」については、中津川市公園の設置等に関する条例(平成17年中津川市条例第49号。以下「条例」という。)のことであると推測いたしますが、条例第2条別表第1に規定する「苗木浄水公園」とは、苗木浄化センター入り口付近に既に整備を完了している部分のことです。  
また、ご質問については、平成22年3月29日付け「『多目的グラウンド』用地を地元民等でボランティア・奉仕活動にて整備する件」の文書に対し、平成22年3月31日付け中下水第66号-13において、既に回答いたしましたとおり、本件土地は、下水道工事の残土置き場として管理しており、現在、ミックス事業および新衛生センター建設事業の計画をしていますので、市民の利用に供していません。  
許可がある場合を除き、現地に設置してあります立ち入り禁止看板のとおり、立ち入りは固くお断りします。

